

内閣参質一九三第一二六号

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出成年後見制度と就業の権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出成年後見制度と就業の権利に関する質問に対する答弁書

一について

成年被後見人又は被保佐人の権利に係る制限が設けられている法律等の条項（以下「欠格条項」という。）については、現在精査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

二から五までについて

欠格条項については、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第九条及び第十一条第二号の規定並びに「成年後見制度利用促進基本計画について」（平成二十九年三月二十四日閣議決定）を踏まえ、今年度から必要な見直しを進めることとしており、現在、その具体的な進め方等を検討しているところであるため、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

C

O